



次の世代のために借金のない、住みやすい前橋を目指す

期限を守って計画的に

納税は社会のルールです

市税は地方税法などに基づき、収入や財産に応じて課税されます。都市計画税や国民健康保険税のように使用目的が決まっているもの以外は、福祉や教育、都市整備、環境整備などさまざまな公共サービスに活用。きちんと納められないと、これらのサービスに支障をきたします。大切な市税を財源として有効に生かす上でも納期内納付の原則を守ることが重要です。

問い合わせは収納課 ☎ 890-62269。

税源移譲で
特性出せるように

本年度は税源移譲が行われ、自主財源である地方税が増加。本市の自主性と地域の特性を生かした使い方ができるようになりました。市税が未納になると、市が行う公共サービスは予算不足で事業の縮小や廃止を余儀なくされます。生き生きと暮らせる住みよい前橋をつくるために、市税は必ず納期内に納めましょう。

安全で安心なまちづくりに

国から地方への税源移譲により、自主財源としての地方税が増額されました。快適で安全で安心な市民生活を支える上で税収の確保は不可欠。

納税ルールを守るなど市税の納付にご協力ください。

納付がより便利に
コンビニなどでも

市税は、市役所収納課、各支所・出張所、金融機関で納付できるほか、口座振り替えやコンビニエンスストアでも納められるなど、納税しやすい環境の整備に力を入れていきます。

●口座振り替え

納期日に金融機関の口座から引き落とされます。申し込みは市内に支店がある金融機関の窓口へ。

●コンビニ収納

ほとんどの市税がコンビニエンスストアで納められるようになりました。夜間や休日でも納付できます。

主な滞納処分は
7つのケースが

天災などやむを得ない事情がある場合を除き、市税が期限内に納められない場合は、滞納者に滞納処分を行います。滞納処分になる主なケースは次の7つです。

①滞納市税が高額だったり長期間に

及んで解消が見込めない。
②職員による訪問、文書による督促や催告をしても、納税の連絡もしない。
③分納誓約を結んでも、連絡がなく、納税が途切れる。
④分納誓約を結んでも、納税相談時に未申告の財産を有する。
⑤延滞金の納付意思がない。
⑥生活の都合や借金などの返済を理由に滞納する。
⑦納税に無関心で納付意思がない。

タイヤロックで
差し押さえも

滞納処分の代表的なものに差し押えがあります。差し押さえは、納期の約1カ月後から可能になります。差し押さえ後に納税がない場合は、公売などによって換価。また、分納誓約の担保として差し押さえることもあります。督促状が届いたら期日までに納付するか収納課へ連絡してください。

●差し押さえ

不動産、預貯金、一定額を除いた給料・年金、生命保険、自動車、動産などが対象です。

●タイヤロックによる差し押さえ

本年度からタイヤロックによる自動車などの差し押さえを実施。納税されない場合は公表し、滞納市税に

悪質な滞納者は
家などを搜索

悪質な滞納者や納税猶予が必要と思われる滞納者などの家屋敷や事務所などを搜索する場合があります。立ち会いの協力がなければ、鍵を壊して強制的に搜索することになります。

暴力を振るつたら
公務執行妨害に

納税相談や搜索などの妨害、制止したにもかかわらず大声で騒いだり、暴力を振るったりした場合、公務執行妨害などの刑事罰が適用されることも。妨害行為には、警察と連携して厳正に対応します。



タイヤロックで差し押さえ

12月・1月は滞納整理強化月間 職員が伺います

12月10日(月)から16日(日)までを「特別滞納整理期間」と定め、期間中に市職員が滞納世帯を訪問。事情を伺いながら納入を進めます。留守世帯にはお知らせを置いていきますので、必ず連絡してください。連絡がない場合、滞納処分を行う場合もあります。

■夜間納税窓口

日時 = 12月10日(月)～14日(金)、午後8時まで

会場 = 市役所収納課

■休日納税窓口

日時 = 12月15日(土)・16日(日)、午前9時～午後4時

会場 = 市役所収納課